

大都市税財政制度調査特別委員会資料

1 「令和7年度 県の予算編成に対する要請」について

資料1 令和7年度 県の予算編成に対する要請の概要

資料2 令和7年度 県の予算編成に対する要請書

財政局

令和6年11月14日

令和7年度 県の予算編成に対する要請の概要

1 要請活動の目的

広域自治体である県と、基礎自治体である本市とのそれぞれの責務を踏まえ、制度改善が必要な事項や、本市の事務事業の推進にあたり、適切な財政措置が必要な事項を中心に、要請を行うもの。なお、予算措置にとどまらず、税負担の公平性や、県と市の役割分担などの観点から、制度そのものの在り方に対する意見を含んでいる。

2 要請内容

(1) 概要

要請項目のうち、特に、税負担の公平性が損なわれているものや、県と市のあるべき役割分担となっていないものを重点要請項目としている。

また、横浜市及び相模原市と協議し、共通する要請項目について、その旨を表記している。

(2) 要請項目

重点要請項目 4項目（昨年度5項目）

- ① 地方分権改革の推進について
- ② 令和元年東日本台風による浸水被害等を踏まえた
一級河川（県管理）の治水対策の推進について
- ③ 拠点地区等の整備について
- ④ 障害者入所施設の整備及び入所調整について

その他要請項目 10項目（昨年度9項目）

<新規要請項目、川崎市・横浜市共通項目>

- ① 障害者に係る地域生活支援事業費等補助金の適切な財政措置について
- ② 学費補助金及び高等学校等就学支援金の拡充について

<3指定都市共通項目>

- ① 住宅・建築物の総合的な耐震対策による安全・安心に暮らせる
まちづくりの推進について

3 要請の方法及び時期

県の予算編成時期を踏まえ、次のとおり県に対し要請活動を行う。

- (1) 12月中旬に市長が知事に要請
- (2) 11月に多摩川会（市内選出県議会議員）に要請書の提供
- (3) 市の所管部署から県の所管部署へ説明

令 和 7 年 度

県予算編成に対する要請書

川 崎 市

川崎市政の推進につきましては、日頃から格別の御高配をいただき厚く御礼申し上げます。

大正 13（1924）年に人口 5 万人で誕生した本市は、令和 6（2024）年 4 月に人口が 155 万人を超え、7 月には、市制 100 周年という歴史的な節目を迎えました。これまで、数多の災害や課題を、多様な市民が協力し合いながら乗り越え、克服して、前にも増して良いまちにしてきたというのが、本市の歴史です。現在では、急速な少子化への対応として多子世帯支援の充実を図るほか、地域包括ケアシステムの取組や、日本有数の研究開発拠点を有する都市として、新産業の創出や、地域経済の活性化の取組を事業者、市民の皆さまとともに進めています。

今後、川崎をさらに、一步先へ、もっと先へ進めるため、「川崎市総合計画 第 3 期実施計画」に基づき、「安心のふるさとづくり」と「力強い産業都市づくり」を基本とした「成長と成熟の調和による持続可能な最幸（さいこう）のまち かわさき」の実現をめざした取組を一層推進しています。

こうした中、本市財政は、物価高や、ふるさと納税による影響額が実質的に全国で最も大きくなるなど、厳しい環境下での運営を余儀なくされています。一方、多様化・増大化していく県民・市民ニーズへきめ細かに対応するためには、広域自治体としての県と基礎自治体としての市とが、それぞれの責務を踏まえ、協調して地域経営の視点を持って効果的・効率的なサービスの提供に努めていくことが必要です。

今回とりまとめた要請事項は、事業の実施に支障を生じさせないために、県と市の役割分担等を踏まえ、制度改善が必要な事項や、本市の事務事業の推進にあたり適切な財政措置が必要な事項を中心としたものです。

県におかれましても、大変厳しい財政状況にあることは承知しておりますが、県内指定都市の県税収入額が県税決算額全体の 6 割以上を占め、県財政に大きく貢献していることも踏まえ、令和 7 年度の県予算編成に反映していただきますよう要請いたします。

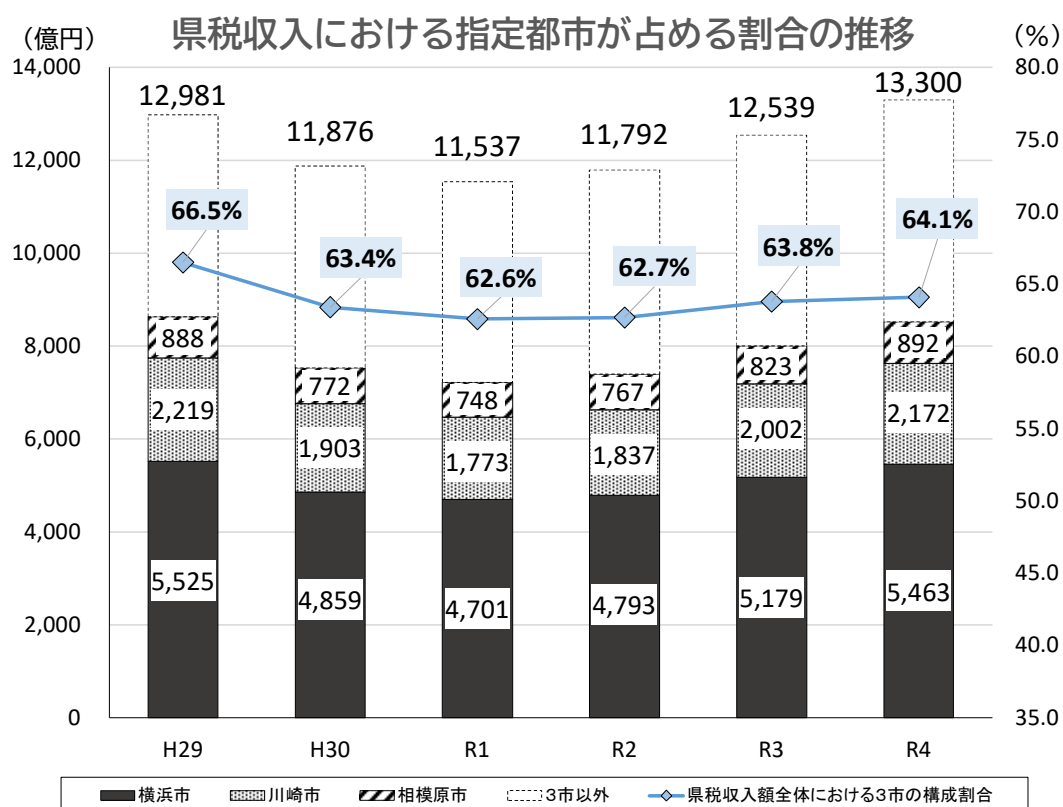
令和 6 年 11 月

川崎市長

福田 紀 彦

県税収入における指定都市の貢献度

川崎市、横浜市及び相模原市の3指定都市の県税収入額は、県税決算額の6割を超えており、県財政に大きく貢献しています。



※指定都市の県税収入額は、神奈川県県税統計における県税決算額の市町村別税収額（推計）による。

（表示単位未満四捨五入）

※平成30年度以降の収入額並びに3市の構成比の減少は、県費負担教職員の市費移管に伴う税源移譲による。

目 次

重 点 要 請 項 目

地方分権改革の推進について・・・・・・・・・・・・・・・・	1
令和元年東日本台風による浸水被害等を踏まえた 一級河川（県管理）の治水対策の推進について・・・・	3
拠点地区等の整備について・・・・・・・・・・・・・・・・	5
障害者入所施設の整備及び入所調整について・・・・・・・・	7

要 請 項 目

○安心のふるさとづくり

障害者に係る地域生活支援事業費等補助金の適切な財政措置について 【新規要請項目、川崎市・横浜市共通項目】・・・・	11
学費補助金及び高等学校等就学支援金の拡充について 【新規要請項目、川崎市・横浜市共通項目】・・・・	13
鉄道駅のバリアフリー化整備事業に対する財政措置について・・・・・・・・	15
住宅・建築物の総合的な耐震対策による安全・安心に暮らせる まちづくりの推進について【3指定都市共通項目】・・・・	17
地籍調査事業の推進について・・・・・・・・・・・・・・・・	19
平瀬川・多摩川合流部整備事業の推進について・・・・・・・・	21
河川管理施設の老朽化対策等について・・・・・・・・	23
川崎市内における県有施設等の活用等について・・・・・・・・	25

○力強い産業都市づくり

臨海部地域の交通ネットワーク基盤の強化を図る国道357号等の整備について・・	27
鉄道ネットワークの機能強化について・・・・・・・・	29

重 点 要 請 項 目

地方分権改革の推進について

■ 要請事項

- 1 県と指定都市の間に存在する課題を共有し、住民目線での解決を図るため、指定都市との協議を継続するとともに、特別市の法制化を見据えた取組として、県・指定都市間で連携して調査・研究を行っていくこと。
- 2 大都市特有の事情に対応し、効率的・効果的な行政運営を推進するためには、特別市制度が創設されるまでの間、県から指定都市への更なる権限移譲を進めることが必要であることから、権限移譲を受けるに当たって支障となっている県の移譲事務交付金の算定方法について、早期に見直しを行うこと。

■ 要請の背景

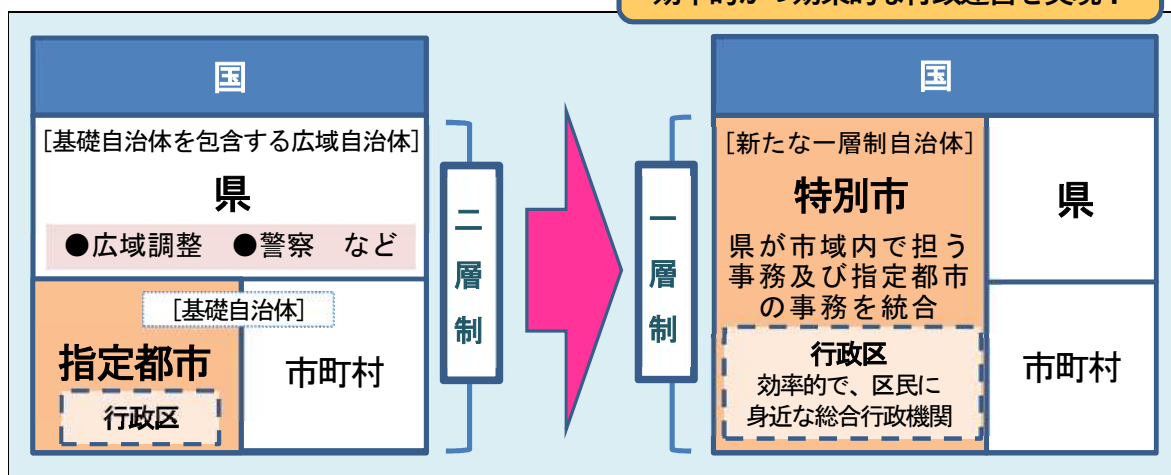
- 指定都市制度は、昭和 31（1956）年の創設から 65 年以上が経過し、指定都市には多くの権限が移譲され、住民に身近な行政サービスのほとんどを担うようになっていますが、広域自治体と基礎自治体という二層制構造は変わっていません。
- 大規模災害等の危機的事象や人口の減少、少子高齢化の進展等、日本全体を取り巻く課題を解決していく必要がある中、将来を見据え、県と指定都市が住民目線での協議を継続するとともに、地域全体で持続可能な行政サービスを提供するという観点から、特別市制度についての調査・研究を連携して行っていくことが必要です。
- 県からの権限移譲について、県の移譲事務交付金の考え方は、算定対象となる事務の範囲が限定的となっており、移譲を受けても不足分の財政負担を市町村が負わざるを得なくなるという課題があることが、住民目線で考えて市町村が担うことが必要と考える事務の権限移譲を進めるに当たっての支障となっています。

■ 効果等

- 住民サービスの利便性が向上し、迅速かつ地域の実情を踏まえた課題解決が可能となるとともに、地域の経済成長の牽引にもつながります。
- 県は、指定都市以外の地域の補完という広域自治体の役割により一層注力することが可能となり、地域全体として持続可能な行政サービスの提供が可能となります。

■ 特別市の姿

二層制（二重行政）を解消し
効率的かつ効果的な行政運営を実現！



■ 住民目線から見た特別市の必要性について

令和3年6月 川崎市議会にて、特別自治市制度の早期実現等を求める意見書の提出

令和4年3月 川崎市議会にて、特別自治市の早期実現に関する決議

令和5年9月 川崎市全町内会連合会から、「特別市」の早期実現に向けた要望書を受領



■ 神奈川県市町村移譲事務交付金の課題

県から指定都市への権限移譲については、住民の目線で考え、地域に必要なものであれば積極的に進めていくとされているが、現在の移譲事務交付金の仕組みが、権限移譲を円滑に進めるに当たっての支障となっている実態がある。

- 交付金額は事務の実績から算定される仕組みであるが、算定対象となる事務の範囲が、法律の条文に基づく許可や命令等の事務の実績に限定されている。
- 各種相談・指導対応や人材育成など、法律の条文に基づく事務の実施に付随して必要となる事務の実績は、交付金額の算定に反映されていない。

⇒ 権限移譲を受けるほど市町村の財政負担が増す仕組みとなっている。

- ・ 県と指定都市の間に存在する課題を共有し、住民目線での解決を図るため、指定都市との協議を継続するとともに、特別市の法制化を見据えた調査・研究を連携して行うこと。
- ・ 県から権限移譲を受けるに当たって支障となっている県の移譲事務交付金の算定方法について、早期に見直しを行うこと。

令和元年東日本台風による浸水被害等を踏まえた 一級河川（県管理）の治水対策の推進について

■ 要請事項

一級河川三沢川周辺地域における更なる治水安全度の向上のため、河川の適正な維持管理や多摩川合流点処理について検討するとともに、治水対策の推進や地域住民の理解促進に向け、市と連携して取り組むこと。また、多摩川水系三沢川河川整備計画で定めた流域界を守る取組について、市と連携して関係機関と調整すること。

■ 要請の背景

- 令和元年東日本台風により三沢川（県管理・県工事）において、三沢川水門が設置以来はじめて操作される状況の中、水位が上昇し、三沢川に接続する水路からの越水が確認され、約 12 ヘクタールの浸水被害が発生しました。
- 本市としても、中長期対策として当該地域の浸水被害を低減するため、大丸用水の流下能力向上に向けた対策や下水道の整備などの取組を進めています。
- 治水対策として、三沢川における流下能力の向上や三沢川に接続する水路の排水を円滑にするため、引き続き河川管理施設の適正な維持管理を行う必要があります。
- 三沢川については、国における水門操作の際にも洪水を安全に流下させるためには、排水機場等の新設や排水ポンプ車の配備が必要です。
- 近年の激甚化・頻発化する自然災害を踏まえ、治水対策の更なる強化に取り組むとともに、広く地域住民の理解が得られるよう説明をしていく必要があります。
- 三沢川には、河川整備計画で定められた三沢川の流域外である稲城市域からの雨水の流入があるため、稲城市に対し流域界を守る取組を促進させる必要があります。

■ 効果等

- 三沢川流域の治水安全度が向上します。
- 令和元年東日本台風と同規模の降雨に際しても、浸水被害の最小化が図られます。

■ 県の役割

○三沢川は県が管理・工事・維持

■ 今後の取組



三沢川周辺の浸水状況



菅住宅付近



管理用通路

被害を踏まえた
対策の推進



河川の適正な維持管理



多摩川合流部周辺の対策



流域外からの流入

更なる治水安全度の向上のため、河川の適正な維持管理や多摩川合流部周辺の浸水対策を市と連携して取り組むこと。また、多摩川水系三沢川河川整備計画で定めた流域界を守る取組について、市と連携して関係機関と調整すること。

この要請文の担当課／建設緑政局道路河川整備部河川課 TEL 044-200-2901

上下水道局下水道部下水道計画課 TEL 044-200-2884

拠点地区等の整備について

■ 要請事項

- 1 市街地再開発事業、優良建築物等整備事業について、県市協調で取り組むべき喫緊かつ重要なまちづくりの課題に対する、県の広域自治体としての役割を踏まえ、相応の財政措置を講ずること。
- 2 超過課税を活用した「政令市市街地再開発臨時補助金」については、他の超過課税を活用した制度からの単なる財源の付け替えとならないよう配分を行うこと。また、補助上限額や補助率の算定について、県民たる市民に対し合理的な理由や客観的なデータを明確に示すとともに、より柔軟で実効性が高く、公平かつ公正な制度設計とすること。

■ 要請の背景

- 将来的な人口減少や少子高齢化、激甚化する災害等の県市を取り巻く喫緊かつ重要なまちづくりの課題に対応し、県土を持続的に発展させるためには、都市機能を集約したコンパクトな都市づくりの推進、公共交通ネットワークによる連携強化、都市の脱炭素化などの持続可能な集約型のまちづくりとともに、若者や子育て世代の誘引・定住化、企業の誘致に向けた国内外から選ばれる魅力的なまちづくりを行うなど、税源涵養としての投資を行い、県内に開発需要を誘引することが重要です。
- 市街地再開発事業や優良建築物等整備事業により、地域課題解決、都市防災力向上、省エネ・脱炭素化、都市機能集積、賑わい創出、税収効果など、県市を取り巻く様々な課題に対して効果が得られることから、市街地再開発事業等について県市協調による財政措置を行い、県域全体の持続的な発展をけん引することが必要です。
- 「政令市市街地再開発臨時補助金」については、令和5年度に制度拡充されたものの、従来の「都市再開発事業補助金」と比較して県負担額が少額であるなど指定都市と一般市との実質的な補助格差があるとともに、新たに3指定都市5年間で合計12億円の補助上限額が設定されるなど、事業進捗に対して十分な額が交付されない等の課題があり、物価高騰など社会経済環境が急激に変化する中においても、着実に拠点整備を推進するためには、制度設計の見直しを図る必要があります。

指定都市と一般市との実質的な補助格差について

県は広域自治体として、県域全体の持続的発展に向け、市（基礎自治体）を補完する役割を有するが・・・

県民・事業者は、居住地を問わず県税を納めているが、指定都市の市街地再開発事業等に係る県負担は超過課税のみが財源となっており、県税の還元として不公平

市街地再開発事業等による県税効果において、指定都市が一般市に劣ることはない

平成 26 年度に市街地再開発事業の認可事務は県から指定都市に移譲されているが、事務権限の有無と、投資的性質を持つ本財政措置を紐づける合理性はない

〔参考 / 市内拠点地区 及び 主な計画事業箇所〕



要請額

(単位：億円)

事業名及び地区名	令和 7 年度 計画事業費	県負担額		着手 年度	完了 年度
		都市再開発事業 補助金の場合	臨時補助金の 場合		
合計	約 21.13	約 5.28	約 2.37	-	-
市街地再開発事業関連	約 11.95	約 2.98	約 1.71	-	-
(広域拠点)	京急川崎駅西口地区	約 1.81	約 0.45	約 0.26	R5 R12
(地域生活拠点等)	鷺沼駅前地区	約 6.64	約 1.66	約 0.95	R5 R17
	登戸駅前地区	約 3.50	約 0.87	約 0.50	R5 R11
優良建築物等整備事業関連	約 9.18	約 2.30	約 0.66	-	-

市街地再開発事業等について、県の広域自治体としての役割を踏まえ、相応の財政措置を講ずること。また、「政令市市街地再開発臨時補助金」については、補助上限額や補助率の算定に関し、県民たる市民に対して合理的な理由や客観的なデータを明確に示すとともに、より柔軟で実効性が高く、公平かつ公正な制度設計とすること。

この要請文の担当課／まちづくり局市街地整備部地域整備推進課 TEL 044-200-3009
まちづくり局拠点整備推進室 TEL 044-200-2752

障害者入所施設の整備及び入所調整について

■ 要請事項

障害者数が増加している状況に対応するために地域移行に向けた支援である入所施設の設置などによる受入れ枠の拡大を行うこと。また、それまでの対応として空床のある県立施設等への全県での入所調整の仕組みを構築すること。

■ 要請の背景

- 平成 18（2006）年に 37,480 人だった市内の障害者数は、令和 2（2020）年には 62,508 人と増加していますが、市内の入所施設の定員は 347 人と定められており、手帳交付数に対する定員数が全国、県内と比べて極端に少ない状況にあります。
- 平成 18（2006）年以降、障害者自立支援法（現：障害者総合支援法）による都道府県計画における入所定員数の計画値の義務付けにより、神奈川県にて総量規制が実施され、これに伴い、市町村の定員数が定められたことにより、各市町村は、定員数を超えて施設を設置することができなくなりました。また、この定員数については、障害者手帳交付数等に基づく按分となっておらず根拠が不明確です。
- 本市では、県の総量規制により入所施設の数を増やせないため、ほぼ満床状態となっています。入所待機者が多く、緊急で入所する必要がある方は、区役所に勤務する市職員が利用者の希望を踏まえ、県外の施設を探すなどの支援をしています。
- 限られた高度な医療資源である、重度の医療的ケアが必要な障害児及び障害者への支援を一体的に行う施設においても、本人の状態像が改善された場合等に入所施設が満床のため、移行できない事が課題となっています。
- 各市が受入れできない場合に全県での調整が行われていないなど、県による総合的な調整は行われていません。
- 入所施設は「終の棲家」ではなく、地域で生活するためのスキル習得など地域移行に向けた支援として必要なサービスです。行動障害や障害の重度化により、入所施設による支援が必要な方が、施設が少ない事により入所出来ない状況にあります。

■ 本市障害者数の増加

※いずれも4月1日現在

	平成18年	令和5年	増加率
市内総人口	1,332,035	1,541,640	15.7%
市内障害者数 (身体、知的、精神)	37,480	65,582	75.0%

障害者数は、
人口の増加率を
大きく上回り
75%増加

■ 障害者手帳配布数に対する入所施設の整備状況

	手帳交付台帳 登録者数	入所定員数	1床あたりの 手帳交付数
全国(令和5年度)	7,437,751	187,020	39.8
神奈川県(令和5年度) (指定都市・中核市除く)	147,034	2,418	60.8
川崎市(令和5年度)	65,582	347	188.9

全国では障害者
手帳を持っている
方の40人に1人が
入所できるが、
**川崎市では189
人に1人しか入
所できない**

■ 本市入所施設利用者の状況(令和6年3月時点)

	入所者数
市内入所施設 ※1	334
県内市外入所施設	133
県外入所施設 ※2	55
計	522

※1 定員347人との差異は、必要な短期入所枠や
入院中のベッド確保によるもの

**市外施設入所者
188人(36.0%)**



※2 55人は、北海道や、
沖縄県等の施設に入所

入所サービスを利用している川崎市民の

3人に1人は市内施設に入所できていない

※ 県立入所施設は、現状、定員に対して空床が多い

全県の施設では、定員に対し空床があり、段階的に減員していくとの計画が示されているが、指定都市・中核市における状況とは大きく異なり、都市間で格差が生じている。こうした実態を踏まえ、**全県における入所施設のあり方及び入所調整に向けた検討・調整が必要**

○ 障害者数が増加している状況に対応するために入所施設の設置などによる受入れ枠の拡大を行うこと。

○ 空床のある県立施設等への全県の入所調整の仕組みを構築すること。

要 請 項 目

障害者に係る地域生活支援事業費等 補助金の適切な財政措置について

【川崎市・横浜市共通項目】

■ 要請事項

地域生活支援事業費等補助金について、本来は国が1／2、県が1／4で補助金を交付し事業を行うものであるが、満額補助されていない状況であるため、予算の確保を市と連携して国に対して要請すること。また、県においても所要額を確保すること。

■ 要請の背景

- 地域生活支援事業については、移動支援事業や成年後見制度利用支援事業など、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）において実施が義務付けられた必須事業が複数設けられており、各市町村で実施することとされています。
- 国は、障害者総合支援法において、事業の実施を定めているにも関わらず、地域生活支援事業費等補助金については、国及び県の補助の上限を大幅に下回る額しか交付されていない状況が継続しています。
- 令和5年度決算では、対象経費約21億円に対し、国庫補助金は約6億円、県補助金は約3億円となっておりますが、補助上限額まで交付を受けた場合、国及び県の補助金により75%を満たすところ、充足率はこの率の約60%にとどまっています。この状況により、本市は、国によるものとして約4億円、県によるものとして約2億円、合わせて約6億円以上の財政負担が生じております。
- 他自治体においても、国に対し、必須事業については万全の財政措置を講ずることを強く要望しています。安定的なサービス提供体制の確保のためには、国と県による財政措置が必要です。

■ 地域生活支援事業とは

地域生活支援事業は、障害者総合支援法に基づき、各自治体が実施主体となり、地域の実情や利用者の状況に応じ、柔軟な形態により実施する事業とされている。

費用負担について、国は、市町村が行う地域生活支援事業に要する費用の百分の五十以内、県は百分の二十五以内を補助することができるとされている。

必須事業	任意事業
○ 成年後見制度利用支援事業 ○ 移動支援事業 ○ 理解促進研修・啓発事業 ○ 意思疎通支援事業 等	○ 日常生活支援に関する事業 ・ 訪問入浴サービス ・ 日中一時支援 等 ○ 社会参加支援に関する事業 ・ レクリエーション活動支援 ・ 点字・声の広報等発行 等

予算の範囲内における補助であることは理解しているが、任意事業だけでなく必須事業についても十分な財政措置がされていない。

■ 地域生活支援事業費等補助金の交付状況

(単位：千円)

	対象経費	本来の補助額			実績			充足率 B/A
		国	県	計 A	国	県	計 B	
平成30年度	1,520,439	760,220	380,110	1,140,330	459,791	229,895	689,686	60%
		50%	25%	75%	30%	15%	45%	
令和元年度	1,615,968	807,984	403,992	1,211,976	466,420	233,210	699,630	58%
		50%	25%	75%	29%	14%	43%	
令和2年度	1,534,313	767,157	383,578	1,150,735	474,429	237,214	711,643	62%
		50%	25%	75%	31%	15%	46%	
令和3年度	1,833,652	916,826	458,413	1,375,239	441,589	220,794	662,383	48%
		50%	25%	75%	24%	12%	36%	
令和4年度	2,110,494	1,055,247	527,624	1,582,871	581,977	290,988	872,965	55%
		50%	25%	75%	28%	14%	41%	
令和5年度	2,117,449	1,058,725	529,362	1,588,087	609,157	304,578	913,735	58%
		50%	25%	75%	29%	14%	43%	
令和6年度 (見込)	2,247,827	1,123,914	561,957	1,685,871	646,665	323,332	969,997	58%
		50%	25%	75%	29%	14%	43%	

※令和6年度実績は、令和5年度実績の補助率を基に見込額を算出

地域生活支援事業費等については、障害者総合支援法の目的達成のため、**執行体制を国が十分に保証するとともに、県においても所要額を確保すること。**

この要請文の担当課／健康福祉局障害保健福祉部障害者社会参加・就労支援課 TEL 044-200-2676

学費補助金及び高等学校等就学支援金の 拡充について

【川崎市・横浜市共通項目】

■ 要請事項

- 1 神奈川県内の私立高等学校・中等教育学校後期課程・専修学校高等課程の入学金・授業料の軽減を図る学費補助金の対象者を、県外校の在学者まで拡大すること。
- 2 県内に在住する高校生への学費補助については、都道府県で補助内容に大きな格差が生じていることを踏まえ、教育費負担に地域格差が生じることのないよう、物価高騰、社会状況の変化を踏まえた所得要件や支給限度額の見直し等による就学支援金制度の拡充について、国へ一層の働きかけを行うこと。

■ 要請の背景

- 現在、県内に在住する高校生への学費に対しては、国の高等学校等就学支援金や県の学費補助金による支援が実施されており、国と県の補助を合わせて授業料に対して年額 46 万 8 千円を上限とした補助金が支給されています。
- 県の補助金については、県内設置の私立高等学校等に通う県内在住の方が対象となっている一方で、県外校に通う場合は対象とならないため不公平感があり、県外校の在学者まで対象を拡大する必要があります。
- 高等学校の授業料無償化については、東京都が高校の授業料助成の所得制限撤廃を独自に実施するなど、周辺自治体間がかつてないほど補助内容に格差が生じており、保護者や生徒から居住地により教育費負担に大きな差が生じていることに対する不満の声が本市にも多く寄せられている状況です。子どもたちがどこに住んでいても公平な就学が可能になる統一的な制度であることが望ましく、国の就学支援金制度の拡充について一層の働きかけが必要です。

■ 効果等

- 県内の私立高等学校等の在学者との学費支援の格差をなくすことで、県外の私立高等学校等に在学する生徒に対しては、充実した修学支援を行うこと、保護者に対しては、教育費負担を軽減することができるようになります。
- 国の就学支援金が拡充されることにより、私立高等学校等に在学する生徒の保護者の教育費負担がこれまで以上に軽減され、自治体間格差も解消されます。

■私学進学者の状況や制度等について

1 公立中学校卒業者の県外私学（全日制高等学校）への進路状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
神奈川県内	4,756 人 (7.3%)	4,767 人 (7.1%)	4,854 人 (7.1%)
川崎市内	2,010 人 (20.9%)	2,108 人 (21.3%)	2,106 人 (20.6%)

2 国、県の制度について

高等学校等就学支援金（国制度）	学費補助金（県制度）
高等学校等に在学する生徒が、家庭の状況に関わらず安心して勉学に打ち込めるよう、生徒の授業料に充てる費用を支給し、家庭の教育費負担を軽減する制度	県内の私立高等学校等に在学する生徒の保護者等の経済的負担を軽減するため、入学金・授業料を補助する制度 生徒・保護者ともに神奈川県内在住、かつ神奈川県内設置の学校に在学する生徒が対象

3 他都市の動向

	補助上限額 （国＋県）	実質無償化所得基準	県外在学者が対象 （県制度）
神奈川県	468,000 円	年収約 700 万円未満 多子世帯は、年収約 910 万円未満	×
東京都	484,000 円	所得制限なし	○
埼玉県	403,000 円 （生活保護世帯等は全額）	年収約 720 万円未満	×
千葉県	全額	年収約 640 万円未満	×

【県外在学者を補助の対象にしている都道府県】

- ・東京都
- ・大阪府（令和6年度から学年別に所得制限の撤廃を実施し、令和8年度には全学年で授業料が完全無償化されます。（府外の一部学校についても対象））
- ・兵庫県（近隣府県の私立高校に通学する場合、県支援額の1/2又は1/4）

- 1 学費補助金の対象者を県外校の在学者まで拡大すること。
- 2 高等学校等就学支援金の拡充について、国へ一層の働きかけを行うこと。

この要請文の担当課／こども未来局総務部企画課 TEL 044-200-1726
教育委員会事務局総務部学事課 TEL 044-200-3267

鉄道駅のバリアフリー化整備事業に対する財政措置について

■ 要請事項

誰もが安全・安心に利用できる交通環境の形成に向け、鉄道事業者が行う鉄道駅のバリアフリー化整備事業に対して必要な財政措置を講ずること。

■ 要請の背景

- バリアフリー法に基づく「移動等円滑化の促進に関する基本方針」により、1日あたりの平均的な利用者数が3千人以上並びに1日あたりの平均的な利用者数が2千人以上3千人未満であって重点整備区域内のすべての駅舎について、エレベーター等の設置によるバリアフリー化の整備が位置付けられています。
- 国土交通省では、高齢者、障害者等、すべての駅利用者のホームからの転落を防止するための設備として、ホームドアの整備を推進しており、「第2次交通政策基本計画」において、これまで優先してきた1日あたりの利用者数が10万人以上の駅だけでなく、優先度が高いホームでの整備を加速化することを目指し、ホームドアの整備を進めていくこととしています。
- こうしたことから、本市では、障害者や高齢者をはじめとしたすべての市民が安心して快適に利用できる交通環境の形成に向け、鉄道事業者が行う鉄道駅へのエレベーター等の垂直移動施設やホームドアの整備に対して補助を行っています。
- ホームドアの整備は、本市においても、1日あたりの利用者数が10万人以上の駅だけでなく、優先度が高い駅についても整備を促進していく必要があります。

■ 効果等

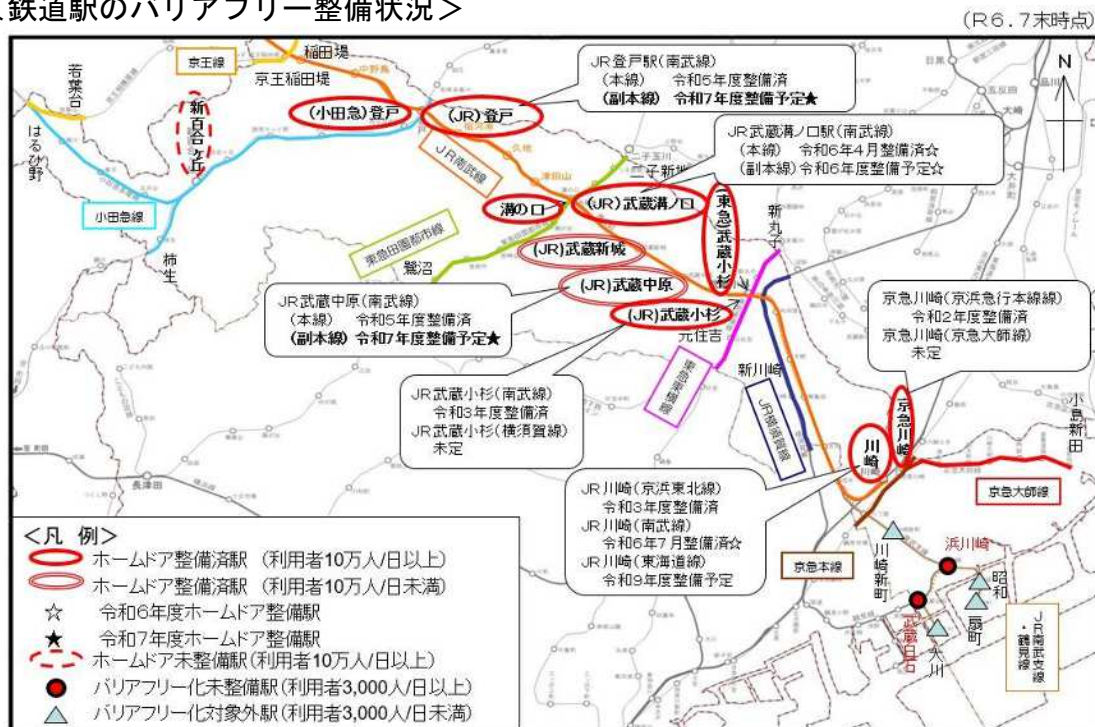
- 誰もが安全・安心に利用できる交通環境の形成に向けて、市民生活に身近な鉄道駅のバリアフリー化の取組を促進することにより、鉄道駅における安全性・利便性の向上を図ることができます。

県の役割

かながわ交通計画に定める交通施策の推進方策に基づき、駅のバリアフリー化等に対して、市町村等と連携して協力・支援し、整備を誘導すること。

⇒ 鉄道駅のバリアフリー化の促進に向けて、鉄道事業者への支援が必要

＜鉄道駅のバリアフリー整備状況＞



※武蔵新城駅・武蔵中原駅…利用者10万人/日未満

＜鉄道駅のバリアフリー化整備事業の予定＞ ※全てJR線

対象	令和6年度	令和7年度	令和8年度
(東海道線)			
川崎駅 (2線)		← ※R9年度整備	ホームドア製作・設置
(南武線)			
川崎駅 (2線)	ホームドア設置		
武蔵溝ノ口駅 (2線、本線)	ホームドア設置		
武蔵溝ノ口駅 (1線、副本線)	ホームドア設置		
登戸駅 (1線、副本線)	ホームドア製作・設置	補助額約0.2億円 (県市共)	
武蔵中原駅 (2線、副本線)	ホームドア製作・設置	補助額約0.3億円 (市)	
要請額 計(県・市共補助金 1/12)	県補助額 約0.7億円 市補助額 約0.7億円	県補助額 約0.2億円 市補助額 約0.5億円	県補助額 — 円 市補助額 — 円

誰もが安全・安心に利用できる交通環境の形成に向け、鉄道事業者が行う鉄道駅のバリアフリー化整備事業に対して必要な財政措置を講ずること。

この要請文の担当課/まちづくり局交通政策室 TEL 044-200-3549

住宅・建築物の総合的な耐震対策による 安全・安心に暮らせるまちづくりの推進について

【3指定都市共通項目】

■ 要請事項

住宅・建築物の耐震化による総合的な耐震対策を推進するため、耐震対策への継続的かつ十分な財政措置を講ずるほか、支援策の充実を図ること。

■ 要請の背景

- 大規模地震時に甚大な被害の発生が想定される本市では、既存建築物の耐震化の促進が急務であり、まち全体の総合的な耐震化に向けて取組を推進しています。
- 木造住宅については、令和6年能登半島地震を受けて耐震化への市民ニーズが高まる中、更なる耐震対策の推進には、継続的かつ十分な財政措置に加え、これまでの取組効果や近年の地震被害についての検証等を踏まえて、支援策のより一層の充実を図っていく必要があります。
- 民間マンションについても、耐震化へのニーズが高まり、更なる支援が求められている中、マンションの管理適正化等の関係施策とより一層連携し、課題である合意形成の円滑化に向けて取り組んでいるところであり、「神奈川県市町村地域防災力強化事業費補助金」において、マンションの耐震設計・耐震改修に要する費用について補助対象とするなど、市と県が連携を強化し、速やかに支援策の充実を図っていく必要があります。

■ 要請額

- | | |
|--------------|-------------------|
| ○ 令和7年度事業費 | 約2.3億円（県費 約0.5億円） |
| ・ 住宅耐震化事業等 | 約0.9億円（県費 約0.2億円） |
| ・ 沿道建築物耐震化事業 | 約1.4億円（県費 約0.3億円） |

■ 効果等

- 住宅及び災害時の緊急物資等を輸送するための緊急輸送道路等沿道建築物の耐震化により、安全・安心に暮らせるまちづくりを推進します。

県の役割

神奈川県耐震改修促進計画に定める耐震化の目標等に基づき、国・市町村と連携して、県内建築物の耐震化を促進する取組を進めていくこと。



安全・安心に暮らせるまちづくりの推進のため、
県と市の連携した取組が必要

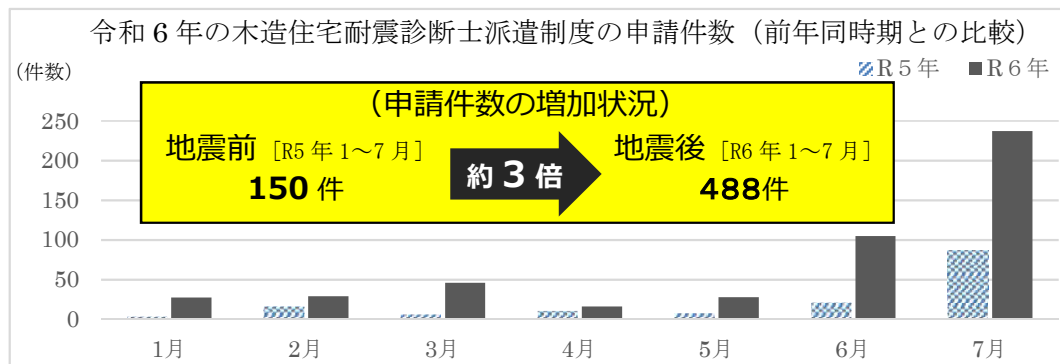
<住宅・建築物の耐震化事業（民間建築物）>

■目標（令和7年度末）：住宅の耐震化率 98%、特定建築物の耐震化率 97%
（令和2年度末の耐震化率 住宅：95.6% 特定建築物：95.2%）

■主な取組

- 木造住宅耐震対策、○民間マンション耐震対策、
- 耐震診断義務化沿道建築物耐震対策

■令和6年能登半島地震を受けての耐震化への市民ニーズの高まり



■民間マンション耐震対策における負担割合

		地方		国
		市	県	
耐震診断	予備調査（市の委託による）	1/4	1/4	1/2
	診断（補助率：2/3）	1/6	1/6	1/3
耐震改修	耐震設計（補助率：2/3）	1/3	補助対象外	1/3
	耐震改修（補助率：15.2%）	7.6%	補助対象外	7.6%

【要請】民間マンションの耐震改修事業についても、耐震診断と同様に、
地方負担分を県と市が連携して分担すること。

総合的な耐震対策の推進に向けて、継続的かつ十分な財政措置を講ずるほか、支援策の充実を図ること。

この要請文の担当課／まちづくり局市街地整備部防災まちづくり推進課 TEL 044-200-3017

地籍調査事業の推進について

■ 要請事項

本事業は市全域を対象としており、事業が完了するまでに長時間を要することから、計画的な事業執行を図るための必要な財政措置を講ずること。

■ 要請の背景

- 本市では、昭和 59 年度より麻生区の黒川地区から地籍調査事業を開始しています。麻生区内の調査が概ね完了し、現在は多摩区・川崎区内の調査を実施していますが、進捗率は、令和 5 年度末時点で全市面積の約 11%にとどまっています。
- 国土交通省では、令和 2 (2020) 年 3 月の国土調査法改正により、第 7 次国土調査事業十箇年計画を策定し、新たな調査手続きの活用や効率的な調査手法の導入を促進し、進捗率向上を図るための措置を定めています。また、県においても、同十箇年計画に基づき「神奈川県地籍調査計画」を策定し、国と歩調を合わせた地籍調査の推進を目指している状況です。
- 地籍調査を実施した地区では境界が明確となり、大規模災害からの迅速な復旧・復興、まちづくりの円滑な推進等、様々な効果が期待されていることから、本市においても国や県の実施方針に基づき、多摩区での「一筆地調査」を継続し、さらに、道路等との境界のみの先行調査を実施し、成果を公表していく効率的な調査手法である「街区境界調査」について、川崎市津波避難計画に基づき大規模災害が想定されている川崎区内の避難指示区域を令和 4 年度から優先的に実施しております。

■ 要請額

- 令和 7 年度計画事業費 27,150 千円（県費 6,787.5 千円）

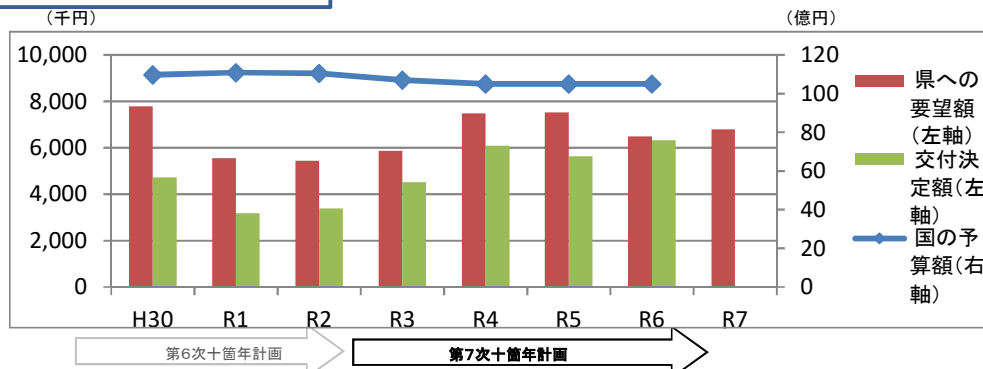
■ 効果等

- 災害からの復旧・復興の迅速化、土地取引の円滑化、公共事業に係る事業計画・用地測量の迅速化、固定資産税の課税適正化等

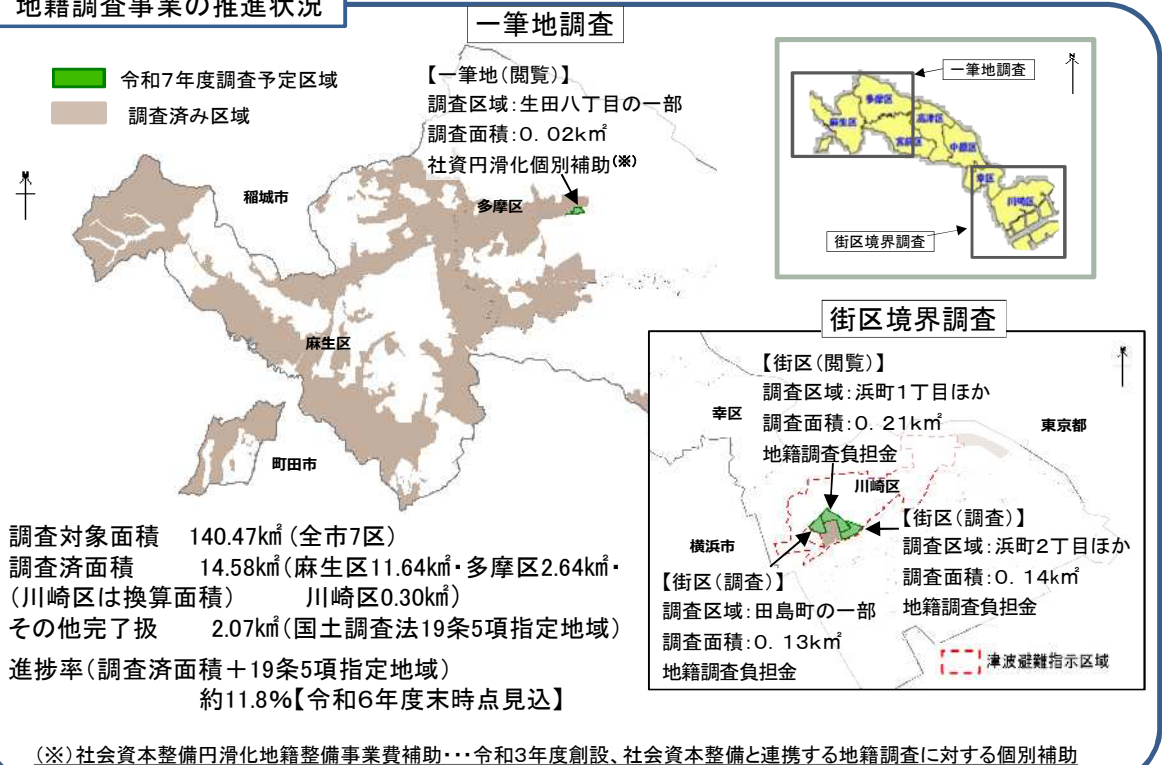
県の役割

第7次国土調査事業十箇年計画に基づく効率的な調査手法の導入促進及び
目標事業量達成に向けた必要な財政措置及び国との調整

地籍調査事業の県費の推移



地籍調査事業の推進状況



第7次国土調査事業十箇年計画期間の川崎市の取組

年度	令和2年	令和3年～6年	令和7年	令和8年	令和9年～11年
国・県	作果 成計 画 法				
川崎市	一筆地調査				
	街区境界調査				

社会資本整備と連携
令和4年度より社資円滑化個別補助を導入

効率的調査手法の導入
令和4年度より街区境界調査に着手

防災対策としての地籍調査
街区境界調査により第7次計画期間内での津波避難指示区域の調査既成を目指す

第7次国土調査事業十箇年計画の推進に向けた財政措置を講ずること。

この要請文の担当課／建設緑政局道路河川管理部管理課地籍担当 TEL 044-200-2852

平瀬川・多摩川合流部整備事業の推進について

■ 要請事項

平瀬川の更なる治水安全度の向上を図る事業は、完成するまで長期間を要することから、計画的に事業執行するための必要な財政措置を講ずること。

■ 要請の背景

- 令和元年東日本台風では、多摩川の水位上昇に伴い、平瀬川と多摩川の合流部周辺で浸水被害が発生しました。
- 本事業は、令和3（2021）年3月に策定された「多摩川水系流域治水プロジェクト」において、氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策に位置付けられており、治水対策を確実に実施することが必要です。
- 令和4（2022）年2月に策定された「多摩川水系平瀬川ブロック河川整備計画」に基づき、多摩川本川水位を考慮した堤防整備を令和7年3月に着手することから、着実な事業の推進に向けて、計画的な財源確保が必要となります。

■ 要請額

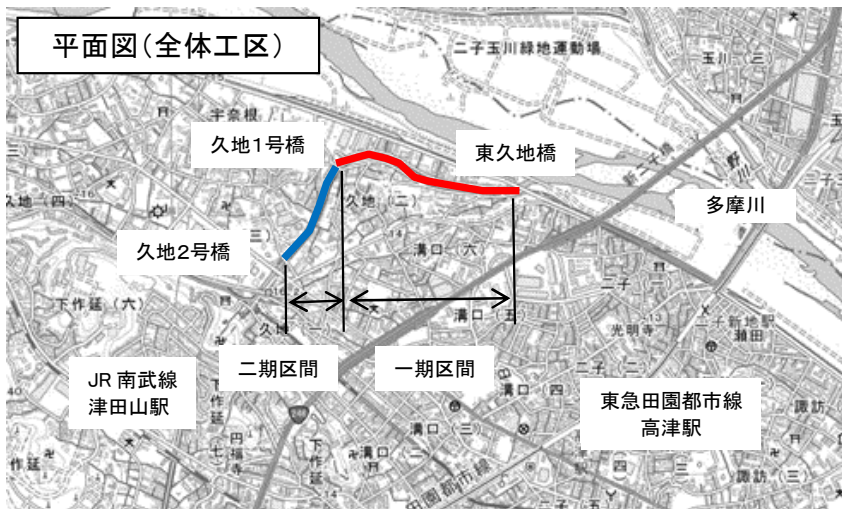
- 補助対象事業費【一期区間】 約80億円
(国費 約26.7億円、県費 約26.7億円)
- 補助対象事業費【令和7年度】 約3.2億円
(国費 約1.1億円、県費 約1.1億円)

■ 効果等

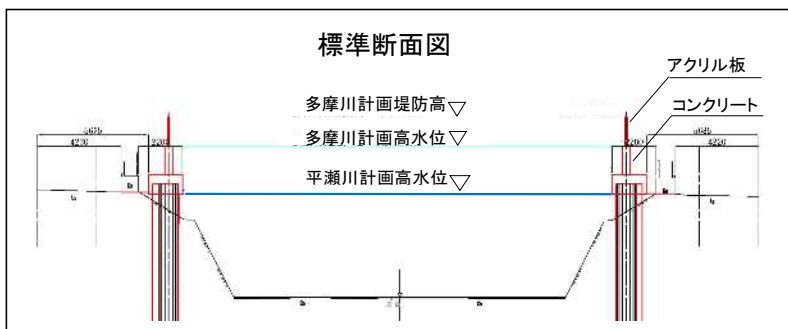
- 多摩川からの背水に対して、更なる治水安全度の向上が図られます。
- 令和元年東日本台風で浸水した約6ヘクタールの地域については、同規模の降雨に際しても、浸水被害を解消することができます。

平瀬川・多摩川合流部整備事業の概要

■都市基盤河川改修事業として、国・県・市でそれぞれ1/3の費用を負担



現況



整備後

【一期区間】

- 計画区間 川崎市高津区久地2丁目地内
- 計画期間 令和6年度～令和14年度
- 補助対象事業費 約80億円
- 事業の概要 自立式特殊堤の整備（延長 約700m）

○今後の事業費の見込み

(単位：百万円)

	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度	R14年度	合計
補助対象事業費	54	318	1,089	1,089	1,089	1,089	1,089	1,089	1,089	7,995
国費	18	106	363	363	363	363	363	363	363	2,665
県費	18	106	363	363	363	363	363	363	363	2,665

平瀬川・多摩川合流部対策について、計画的かつ継続的な財政措置を講ずること。

この要請文の担当課／建設緑政局道路河川整備部河川課 TEL 044-200-2904

河川管理施設の老朽化対策等について

■ 要請事項

河道の治水安全度を確保する必要があることから、河川管理施設の老朽化対策等の財源について、計画的な事業執行を図るため財政措置を講ずること。

■ 要請の背景

- 本市の維持管理する河川延長は約 38km ありますが、そのうち、約 6 割が改修後、概ね 50 年を過ぎて施設の老朽化が顕著となっており、首都圏における東海地震や関東直下型地震発生の切迫性の指摘などを踏まえ、河道の治水安全度を確保し、局地的集中豪雨による洪水や地震による災害の防止に備える必要があります。
- 本市では、老朽化した河川管理施設の修繕や更新を適切に行っていくため、新たな財政措置が必要です。
- 老朽化の進んだ護岸等の施設では、治水安全度の確保や家屋の密集した都市河川 の特性から、耐震性等の機能向上を考慮した施設の更新が必要となっています。
- 本市での老朽化等の顕著な事例として、県管理の一級河川平瀬川において、護岸 変状が確認されたことから、治水安全性を確保するために、耐震性等の機能向上を 図る改築工事を令和 3 年度まで市単独事業として実施していました。
- 令和 3 年度より国において施設機能向上事業として事業化されたところですが、 事業完成には計画的な財政措置が不可欠となっており、財政措置を講ずるにあたり、 新たな仕組みが必要です。

■ 効果等

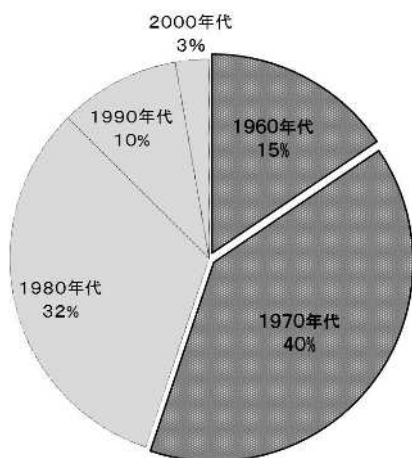
- 計画的に維持補修・更新することで、施設の長寿命化及び機能向上を図り、治水 安全性をはじめ、河川機能の維持が可能となります。

川崎の河川

■一級河川は国土交通大臣の指定により県管理だが、平瀬川は県との協議により市が施工

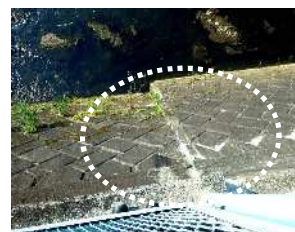
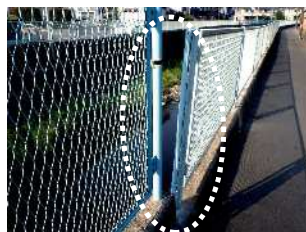


〔河川整備年代〕



約6割(約 21km)が築 50 年以上

〔老朽化の状況〕



変状による護岸施設の見違い



護岸背面部の空洞



護岸の変状(ブロック隙間の拡大)

〔一級河川平瀬川の護岸更新〕

市費にて対応区間

国費を活用区間【現在施工中】



鋼管杭の打設



完成箇所



鋼管杭の打設



護岸仮復旧

河川管理施設の老朽化対策等を計画的に推進するため、必要な財政措置を講ずること。

この要請文の担当課／建設緑政局道路河川整備部河川課 TEL 044-200-2906

川崎市内における県有施設等の活用等について

■ 要請事項

- 1 県有施設や土地の利用形態に変更が生じる場合は、地域の実情や意見を十分に踏まえた対応を行うとともに、特別養護老人ホームや保育所などの社会福祉施設等への活用を促進するため、県有地の貸付や売却の際の要件緩和及び減額すること。
- 2 現在県有地を活用している施設について、現状、背景等を踏まえ、配慮するとともに、県有地及び市有地に関する課題の解決に向け、継続して協議を行うこと。

■ 要請の背景

- 県の緊急財政対策の取組により、県有施設の見直しのロードマップが示された後、行政改革推進本部に引き継がれ、今後も不断の取組を重ねることとされておりますが、県有施設や土地の利用形態に変更が生じる場合は、事前に市との協議を行い、地域の実情を踏まえた検討を進める必要があります。
- 高齢化の進展や高止まりする保育ニーズ等を踏まえると、特別養護老人ホームや保育所、障害者通所施設等の社会的需要は依然として高く、住民への福祉サービスの充実が求められております。しかし、市域面積が狭く人口密度が高い本市においては、一定の敷地面積を備えた用地の確保が困難となっているため、県有地貸付制度における貸付料の減額や、売却時の優先的譲渡及び譲渡額の減額などにより、県有地を社会福祉施設等への活用が求められております。
- 現在、県有地貸付制度を利用している介護施設においては、貸付料減額の優遇措置がありますが、保育所や障害者通所施設等の施設についても、同様の対応が必要です。
- なお、国有地については、介護施設において貸付料減額の優遇措置がされており、九都県市首脳会議において、保育所や障害者通所施設等の施設整備についても、同様の優遇措置を適用するよう、九都県市連名で国に対して要望しております。
- 県立特別支援学校として活用予定の市有地を含め、県有地及び市有地に関する課題解決に向け、継続して協議を行う必要があります。

● 県有地の活用について

市からの主な要請等の経過

県の予算編成に対する要請活動の実施

「社会福祉施設等の整備に関する県有財産の貸付制度の創設について」

「川崎市内における県施設等の活用等について」

※平成 27 年については多摩川会としても要請

要請が実現した主な事項

- ・ 社会福祉施設整備促進のため、県有財産貸付制度を創設（平成 24 年）
- ・ 本市が選定した事業者が社会福祉施設を整備する場合、県と当該事業者との直接の随意契約による県有地売却も可能に（平成 27 年）

県有地貸付制度

社会福祉施設の設置を予定しているが、価格等の理由から譲渡を受けるのが困難な土地の場合貸付を受けることができる

⇒ 貸付料は不動産鑑定評価額に基づき決定

⇒ 貸付料の減額は行わない など

● 県有地を活用している施設

県有地貸付制度を活用

- ・ 境町フェニックス・境町パイナップル保育園
（特別養護老人ホーム、保育所の合築施設）

元川崎職業技術校京浜分校跡地 敷地面積:3,775.89 m²

平成 28 年 4 月開設（平成 26 年 10 月から土地の借受）

住所：川崎区境町 11-9



- ・ らいらっく幸保育園

元幸警察署塚越公舎跡地 敷地面積:1,392.71 m²

平成 28 年 4 月開設（平成 27 年 4 月から土地の借受）

住所：幸区塚越 2-220-37



その他の県有地活用施設

- ・ かわさき健康づくりセンター

元サンライフ川崎跡地

敷地面積：5,377 m²（駐車場・テニスコート・公園含む）

住所：川崎区渡田新町 3-2-1

平成 15 年の覚書に基づき無償貸付



- 県有地貸付制度について、保育所や今後県有地貸付制度を利用する施設の貸付料について、特段の配慮を行うこと。
- かわさき健康づくりセンターについて、引き続き川崎市で所有する土地との交換に向けた協議を行うとともに、協議の間は無償貸付を継続すること。
- 県立特別支援学校として活用予定の市有地を含め、県有地及び市有地に関する課題解決に向け、継続して協議すること。

この要請文の担当課／総務企画局総務部庶務課 TEL 044-200-0863

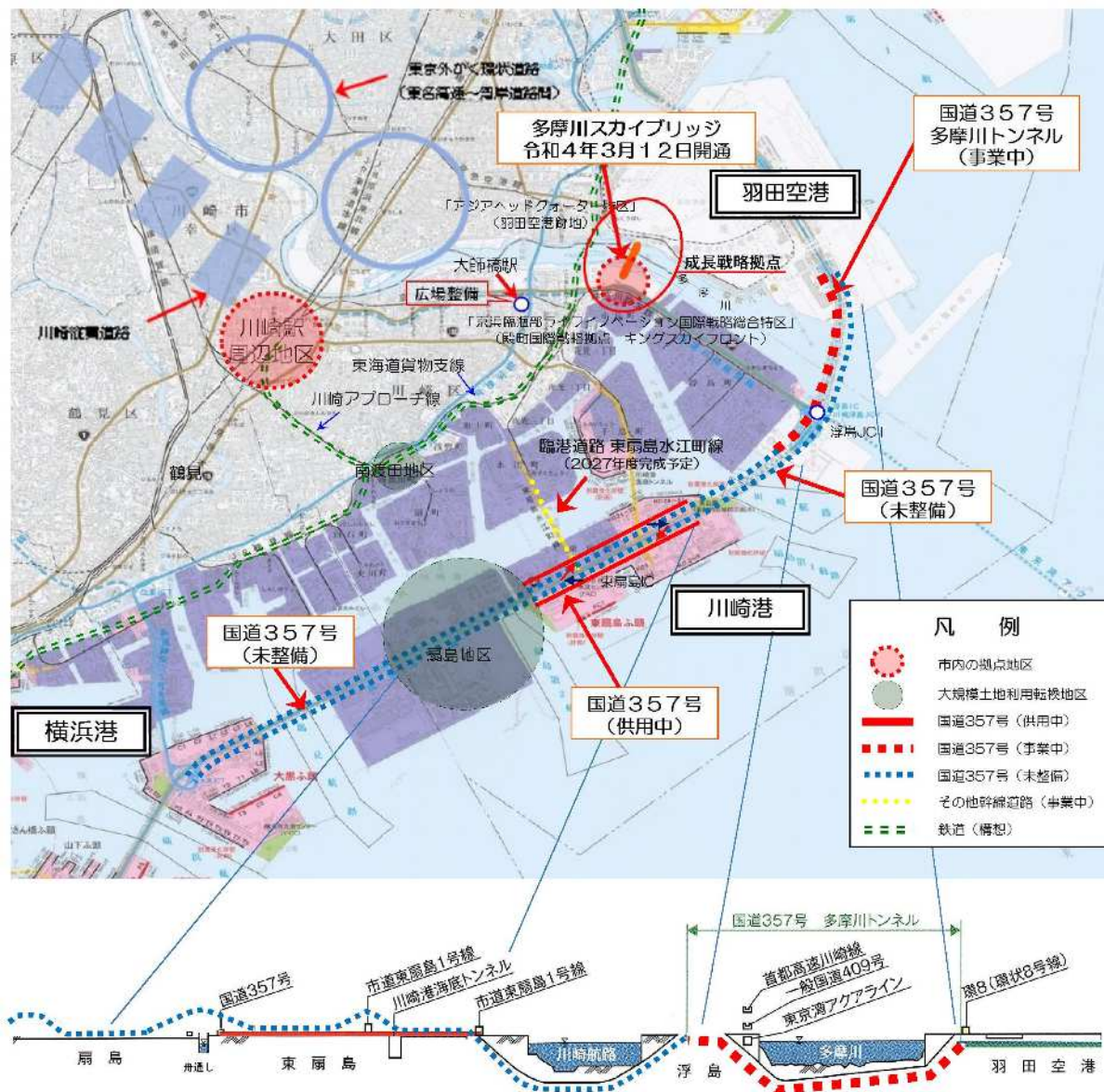
臨海部地域の交通ネットワーク基盤の強化を図る 国道 357 号等の整備について

■ 要請事項

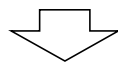
国道 357 号等の整備には莫大な事業費が見込まれることから、県域における広域的なネットワークとしての意義を踏まえ、財政面における支援を行うこと。

■ 要請の背景

- 本市の臨海部地域は、京浜工業地帯の中核として日本経済の発展に大きく貢献してきました。当該地域を含む京浜臨海部は、県全体の製造品出荷額に占める割合等も高いエリアであり、本市としても川崎臨海部の目指す将来像として「臨海部ビジョン」を策定し、持続的な発展に向けて取組を進めています。
- 国主催の「羽田空港周辺・京浜臨海部連携強化推進委員会」において、成長戦略拠点の形成を図るために必要となる都市・交通インフラとして、多摩川スカイブリッジと国道 357 号多摩川トンネルの整備が関係者間で合意されており、多摩川スカイブリッジは、県の支援も受け令和 4（2022）年 3 月に開通しました。
- 国道 357 号は、東京湾に隣接する各都市を連絡し、首都圏の経済活動を支え、多摩川スカイブリッジ同様に神奈川県域の持続的な発展にも大きく貢献する重要な幹線道路であり、現在は多摩川トンネルが事業中です。また、扇島地区では、カーボンニュートラル社会の実現等に向け大規模土地利用転換の取組を進めており、首都高湾岸線出入口の都市計画を決定するなど、令和 10（2028）年度の一部土地利開始にあわせ、土地利用方針に位置付けた交通基盤の整備を着実に進めています。
- 臨海部地域と内陸部を結ぶ川崎縦貫道路は、東京外かく環状道路（東名高速～湾岸道路間）計画検討協議会において、外環道との一本化の検討を含めた幅広い検討が行われています。
- 現在、国道 357 号の多摩川トンネル及び扇島地区で整備が進められており、今後とも広域交通ネットワーク整備における大規模事業には、莫大な事業費が見込まれることから、県域における広域的な幹線道路ネットワーク形成としての意義を踏まえ、財政面における支援が必要です。



・首都圏の国際競争力の強化等に向けた広域交通ネットワークの整備効果の早期発現
 ≪整備効果例≫ 競争力や魅力の向上、空港・港湾等へのアクセス強化、渋滞緩和、
 リダンダンシー確保・国土強靱化、広域的な交流・連携の促進 など



**神奈川県下に効果が広く及ぶ幹線道路ネットワーク形成に向け、
 財政面における支援を行うこと**

この要請文の担当課／建設緑政局広域道路整備室
 臨海部国際戦略本部拠点整備推進部

TEL 044-200-2039
 TEL 044-200-2547

鉄道ネットワークの機能強化について

■ 要請事項

鉄道ネットワークの機能強化に向けて、事業の進展に合わせた必要な財政措置や支援策の充実を図ること。

■ 要請の背景

- 首都圏における都市機能の強化を図るため、鉄道ネットワークの形成や既存鉄道路線の輸送力増強等による混雑緩和に向け、計画的な取組を図る必要があります。
- 本市では、今後も人口の増加が見込まれており、交通政策の理念や方向性等を示した「川崎市総合都市交通計画」に基づき、各鉄道路線の安全性向上や輸送力増強等による混雑緩和に向けた取組を推進しています。
- 鉄道ネットワークの整備のためには、鉄道事業者や他自治体等と連携して取組を進める必要があります。横浜市高速鉄道3号線延伸については、令和2（2020）年1月に概略ルート・駅位置を決定したところであり、横浜市と相互に連携・協力しながら、早期開業を目指して取組を進めています。
- 国際戦略総合特区及び国家戦略特区の重要なエリアである臨海部では、既存産業に加え、高度な研究開発機能の集積が着実に進んでおり、我が国の成長戦略の一翼を担う重要な地域であることから、川崎臨海部の目指す将来像として、「臨海部ビジョン」を策定し、その実現に向けた具体的な取組として鉄道などの基幹的な交通軸の整備等を含む「交通機能の強化」を基本戦略に位置付け、取組を推進しております。

■ 効果等

- 鉄道ネットワークの機能強化により、既存路線の混雑緩和が図られるとともに、羽田空港やリニア中央新幹線駅等へのアクセスが強化され、首都圏における都市間連携の強化等による都市機能の向上が図られることから、首都圏の国際競争力強化に資するものです。

県の役割

かながわ交通計画に定める交通施策の推進方策に基づき、鉄道網の整備等に対して、国や鉄道事業者への働きかけを行うとともに、市町村等と連携して協力・支援し、整備を誘導すること。



鉄道ネットワークの機能強化により、首都圏における都市機能の向上等が図られることから、広域自治体としての支援が必要

<鉄道ネットワークの機能強化の取組>



<川崎市総合都市交通計画の概要>

本市の交通政策の目標

- ① 首都圏機能の強化及び活力ある本市都市構造の形成に向けた交通環境の整備
- ② 誰もが安全、安心、快適に利用できる交通環境の整備
- ③ 災害に強い交通環境の整備
- ④ 地域特性に応じたきめ細やかなまちづくりを支える交通環境の整備
- ⑤ 地球にやさしい交通環境の整備

鉄道交通施策の方向性

- ① 広域的な都市間の連携強化
 - ・本市拠点機能及び拠点間連携の強化
 - ・羽田空港へのアクセス強化
 - ・新幹線、リニア中央新幹線駅へのアクセス強化
 - ・臨海部の交通環境整備
- ② 公共交通へのアクセス向上
 - ・快適性の向上(混雑緩和・定時性確保)
 - ・安全、安心な移動環境の確保
 - ・ユニバーサルデザインのまちづくりの推進
 - ・地域(交通)分断の解消(交流の推進)
- ③ 耐震性の向上
 - ・多重性(リダンダンシー)の向上
- ④ 車両等の低炭素化、省エネルギー化の推進
 - ・公共交通の利用促進

鉄道ネットワークの機能強化

鉄道ネットワークの機能強化に向けて、事業の進展に合わせた必要な財政措置や支援策の充実を図ること。

この要請文の担当課/まちづくり局交通政策室 TEL 044-200-2348

令和 7 年度
県の予算編成に対する要請書

令和 6 年 11 月

編集 川崎市財政局財政部資金課

川崎市川崎区宮本町 1 番地

電話 044(200)2183